【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年７月４日
【会社名】	オリジン電気株式会社
【英訳名】	Origin Electric Company,Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　妹尾　一宏
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市桜区栄和三丁目３番27号
【電話番号】	048(755)9011（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 上席執行役員 管理本部長　高木　克征
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 明治安田生命さいたま新都心ビル13階
【電話番号】	048(755)9711
【事務連絡者氏名】	取締役 上席執行役員 管理本部長　高木　克征
【縦覧に供する場所】	オリジン電気株式会社　大阪支店 （大阪府大阪市北区梅田１丁目11番4-800（大阪駅前第４ビル）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成28年６月29日開催の第115期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年６月29日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

①主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

１株につき金3.5円　　116,820,424円

②効力発生日

平成28年６月30日

第２号議案　定款の一部変更の件

①平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」への移行が可能となった。当社としては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの一層の充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高め、さらなる企業価値の向上を図るため、「監査等委員会設置会社」に移行する。これに伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、「監査等委員会設置会社」への移行に必要な変更を行う。

②機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、第34条（剰余金の配当等の決定機関）を新設することとし、これに伴い、旧定款第39条（剰余金の配当）および第40条（中間配当）を削除するとともに、第35条（剰余金の配当の基準日）を新設する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として妹尾一宏、篠原信一、高木克征、源島康広、門脇賢、樋口淳一、戸塚晶一、山本誠司の８氏を選任する。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役として佐藤信人、大日方勝彦、東條宏史、髙田忠美の４氏を選任する。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額230百万円以内と定める。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額50百万円以内と定める。

第７号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役９名（うち社外取締役１名）および監査役３名に対して、役員賞与総額22,728,000円（取締役分19,208,000円（うち社外取締役分473,000円）、監査役分3,520,000円）を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第１号議案	25,302	54	0	(注) 1	可決　98.60
第２号議案	24,044	1,312	0	(注) 2	可決　93.70
第３号議案					
妹尾　一宏	24,766	590	0		可決　96.51
篠原　信一	25,118	238	0		可決　97.89
高木　克征	25,102	254	0		可決　97.82
源島　康広	25,118	238	0	(注) 3	可決　97.89
門脇　　賢	25,117	239	0		可決　97.88
樋口　淳一	25,118	238	0		可決　97.89
戸塚　晶一	25,117	239	0		可決　97.88
山本　誠司	25,115	241	0		可決　97.87
第４号議案					
佐藤　信人	25,101	255	0		可決　97.82
大日方　勝彦	22,405	2,951	0	(注) 3	可決　87.31
東條　宏史	21,980	3,376	0		可決　85.66
髙田　忠美	22,423	2,933	0		可決　87.38
第５号議案	25,269	87	0	(注) 1	可決　98.48
第６号議案	25,269	87	0	(注) 1	可決　98.48
第７号議案	24,683	673	0	(注) 1	可決　96.19

(注) 1　出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
3　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分の議決権の数および当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対および棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

以　上